

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

令和 3 年 4 月 1 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関してまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨及び次の事項を公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 5 日から 5 月 5 日までとする。ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、大阪府及び兵庫県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

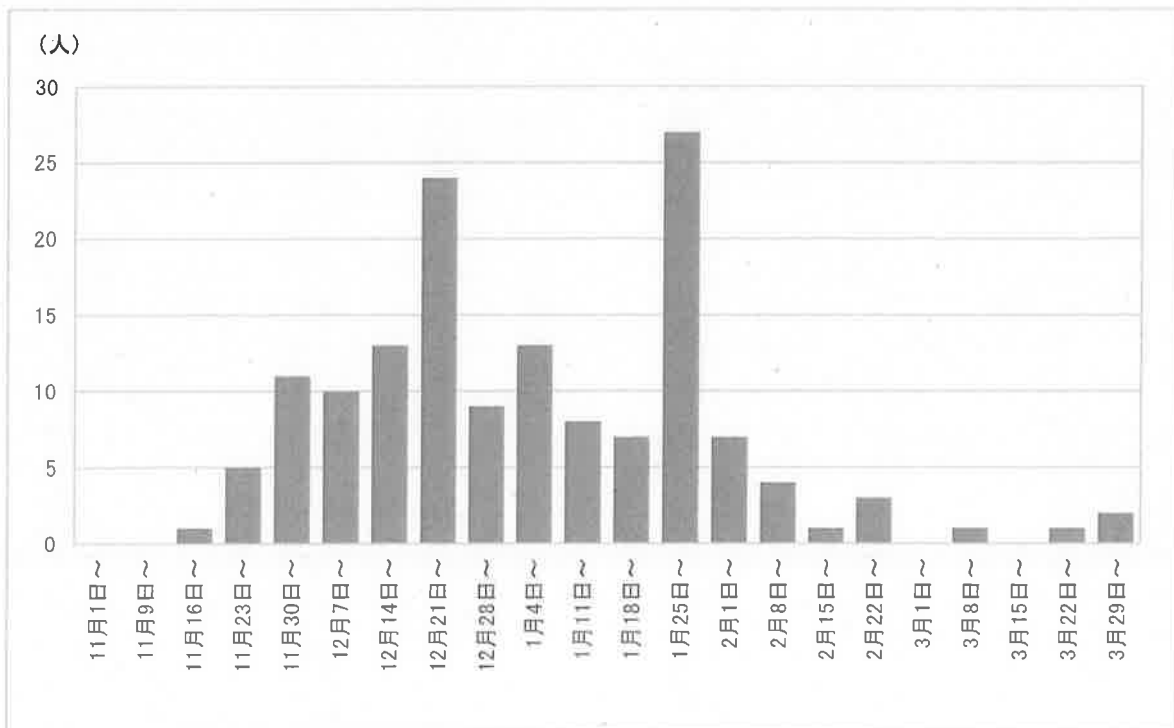
新型コロナウイルス感染症の県内発生状況（4月2日10時時点）

令和2年4月9日に県内で初めて感染者が確認されてから4月2日（10時時点）までに、計288人の感染が確認され、285人の方が退院・療養解除されました。このうち、3月は4人の感染が確認されています。

1. 3月以降の陽性患者の発生状況

| 陽性判明日 | 陽性 | 区分 | 備考 |
|-------|----|-------------|----|
| 3月13日 | 1人 | 285例目（松江市） | |
| 3月25日 | 1人 | 286例目（出雲市） | |
| 3月30日 | 1人 | 287例目（奥出雲町） | |
| 3月31日 | 1人 | 288例目（奥出雲町） | |

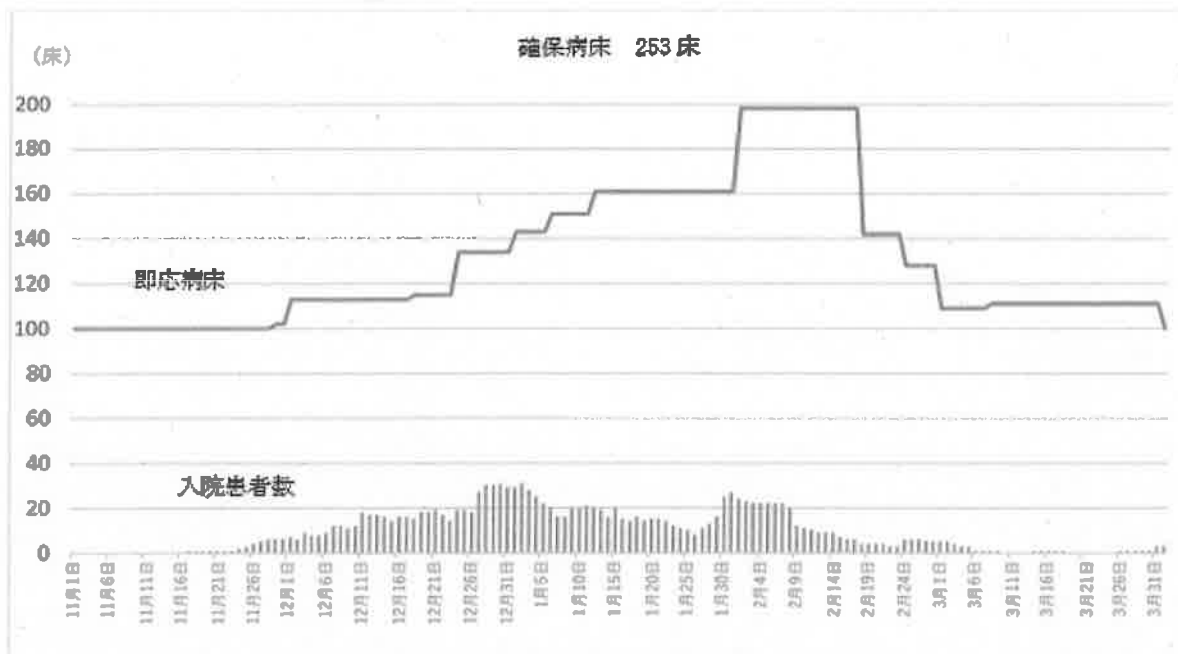
2. 11月以降の陽性患者の発生状況



※上記日付は週単位の集計

3. 病床確保状況及び使用率

| 確保病床数 (A) | 即応病床 (B) | 入院患者数 (C) | 病床利用率 | |
|--------------|-------------|--------------|---------------|---------------|
| | | | 確保病床 (C/A) | 即応病床 (C/B) |
| 253床 | 100床 | 4人 | 1.6% | 4.0% |



4. 軽症者等の宿泊療養

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設98室を確保

- ・島根県立青少年の家「サンレイク」(出雲市・33室)
- ・島根県立少年自然の家(江津市・20室)
- ・玉造国際ホテルRivage Choraku(松江市・45室)

資料 3-1

令和3年4月2日時点
(3月26日～4月1日)

「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」 比較一覧

| 指標 | 医療提供体制の負荷 | | 監視体制 | | 公衆衛生体制の負荷 | | |
|------------------------|---|---|---------------------------------------|----------------------|-------------------------------|---------------------------------|-------------------|
| | ①病床のひっ迫具合 | | ②療養者数 (入院者、自宅宿 泊療養者の合計) | ③陽性率 | ④新規報告数 | ⑤直近1週間と 先週1週間比較 | ⑥感染経路 不明率 |
| | 病床全体 | うち重症者用病床 | | | | | |
| 国指標 | <ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 <u>1/5 (20%)</u> 以上 現時点の確保病床数の占有率 <u>1/4 (25%)</u> 以上 | <ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 <u>1/5 (20%)</u> 以上 現時点の確保病床数の占有率 <u>1/4 (25%)</u> 以上 | 人口10万人当たりの全療養者数 <u>15人以上</u> | 10% | 15人/10万人/週以上 | 直近1週間が先週1週間より多い | 50% |
| | <ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 <u>1/2 (50%)</u> 以上 | <ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 <u>1/2 (50%)</u> 以上 | 人口10万人当たりの全療養者数 <u>25人以上</u> | 10% | 25人/10万人/週以上 | 直近1週間が先週1週間より多い | 50% |
| 県指標 | <ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 <u>1.6%</u> 現時点確保病床の占有率 <u>1.6%</u> | 病床稼働数 <ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 <u>0%</u> 現時点の確保病床数の占有率 <u>0%</u> | 入院中患者数 人口10万人当たりの全療養者数 <u>0.6人</u> | - | 2人/10万人 <u>0.3人/10万人/週</u> | - | 30% |
| 県の状況 【4/2 10:00 時点】 | <ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床数 253床 現時点の確保病床数 253床 使用状況 4床 | <ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床数 25床 現時点の確保病床数 25床 使用状況 0床 | 全療養者 4人 (入院者 4人) (宿泊療養者 0人) | 3/22～3/28 1件/426件 | 3/26～4/1 2人 | 【3/19～3/25】 1人 【3/26～4/1】 2人 | 3/26～4/1 2人/2人 |

資料 4

令和3年4月2日10:00時点

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

| No. | 都道府県 | 人口数 | | 新規感染者数 | | 参考 | 増減 |
|-----|------|---------|--------|--------------------------|------------------|--------------------------------|--------|
| | | 人口数（千人） | 10万人換算 | 3月22日～3月28日の 1週間累計（人） | 人口10万人あたり （人） | 3月8日～3月14日 人口10万人あたり （人） | |
| 1 | 宮城 | 2,306 | 23.06 | 785 | 34.04 | 2.25 | ↑31.79 |
| 2 | 沖縄 | 1,453 | 14.53 | 474 | 32.62 | 6.06 | ↑26.57 |
| 3 | 大阪 | 8,809 | 88.09 | 1720 | 19.53 | 6.41 | ↑13.11 |
| 4 | 山形 | 1,078 | 10.78 | 198 | 18.37 | 0.28 | ↑18.09 |
| 5 | 東京 | 13,921 | 139.21 | 2270 | 16.31 | 15.26 | ↑1.04 |
| 6 | 愛媛 | 1,339 | 13.39 | 191 | 14.26 | 1.57 | ↑12.70 |
| 7 | 兵庫 | 5,466 | 54.66 | 605 | 11.07 | 4.85 | ↑6.22 |
| 8 | 奈良 | 1,330 | 13.30 | 144 | 10.83 | 4.66 | ↑6.17 |
| 9 | 埼玉 | 7,350 | 73.50 | 743 | 10.11 | 10.86 | -0.75 |
| 10 | 千葉 | 6,259 | 62.59 | 601 | 9.60 | 13.69 | -4.09 |
| 11 | 長野 | 2,049 | 20.49 | 169 | 8.25 | 0.54 | ↑7.71 |
| 12 | 茨城 | 2,860 | 28.60 | 233 | 8.15 | 6.71 | ↑1.43 |
| 13 | 北海道 | 5,250 | 52.50 | 395 | 7.52 | 5.33 | ↑2.19 |
| 14 | 神奈川 | 9,198 | 91.98 | 604 | 6.57 | 8.15 | -1.59 |
| 15 | 徳島 | 728 | 7.28 | 46 | 6.32 | 2.34 | ↑3.98 |
| 16 | 栃木 | 1,934 | 19.34 | 114 | 5.89 | 3.41 | ↑2.48 |
| 17 | 群馬 | 1,942 | 19.42 | 112 | 5.77 | 4.79 | ↑0.98 |
| 18 | 愛知 | 7,552 | 75.52 | 368 | 4.87 | 4.40 | ↑0.48 |
| 19 | 福島 | 1,846 | 18.46 | 88 | 4.77 | 1.95 | ↑2.82 |
| 20 | 和歌山 | 925 | 9.25 | 44 | 4.76 | 0.86 | ↑3.89 |
| 21 | 岐阜 | 1,987 | 19.87 | 88 | 4.43 | 3.82 | ↑0.60 |
| 22 | 新潟 | 2,223 | 22.23 | 97 | 4.36 | 1.08 | ↑3.28 |
| 23 | 静岡 | 3,644 | 36.44 | 143 | 3.92 | 4.06 | -0.14 |
| 24 | 青森 | 1,246 | 12.46 | 48 | 3.85 | 0.48 | ↑3.37 |
| 25 | 三重 | 1,781 | 17.81 | 65 | 3.65 | 4.66 | -1.01 |
| 26 | 福岡 | 5,104 | 51.04 | 169 | 3.31 | 7.66 | -4.35 |
| 27 | 京都 | 2,583 | 25.83 | 68 | 2.63 | 2.28 | ↑0.35 |
| 28 | 滋賀 | 1,414 | 14.14 | 35 | 2.48 | 4.17 | -1.70 |
| 29 | 鹿児島 | 1,602 | 16.02 | 37 | 2.31 | 1.19 | ↑1.12 |
| 30 | 福井 | 768 | 7.68 | 17 | 2.21 | 1.56 | ↑0.65 |
| 31 | 佐賀 | 815 | 8.15 | 18 | 2.21 | 2.09 | ↑0.12 |
| 32 | 岩手 | 1,227 | 12.27 | 20 | 1.63 | 2.36 | -0.73 |
| 33 | 富山 | 1,044 | 10.44 | 13 | 1.25 | 0.96 | ↑0.29 |
| 34 | 香川 | 956 | 9.56 | 10 | 1.05 | 1.99 | -0.94 |
| 35 | 広島 | 2,804 | 28.04 | 28 | 1.00 | 1.68 | -0.68 |
| 36 | 岡山 | 1,890 | 18.90 | 18 | 0.95 | 0.90 | ↑0.05 |
| 37 | 長崎 | 1,327 | 13.27 | 11 | 0.83 | 0.38 | ↑0.45 |
| 38 | 山口 | 1,358 | 13.58 | 9 | 0.66 | 0.96 | -0.29 |
| 39 | 秋田 | 966 | 9.66 | 6 | 0.62 | 0.00 | ↑0.62 |
| 40 | 石川 | 1,138 | 11.38 | 7 | 0.62 | 8.61 | -8.00 |
| 41 | 大分 | 1,135 | 11.35 | 4 | 0.35 | 1.94 | -1.59 |
| 42 | 高知 | 698 | 6.98 | 2 | 0.29 | 1.00 | -0.72 |
| 43 | 熊本 | 1,748 | 17.48 | 4 | 0.23 | 1.09 | -0.86 |
| 44 | 鳥取 | 556 | 5.56 | 1 | 0.18 | 0.18 | 0.00 |
| 45 | 島根 | 674 | 6.74 | 1 | 0.15 | 0.15 | 0.00 |
| 46 | 宮崎 | 1,073 | 10.73 | 1 | 0.09 | 0.75 | -0.65 |
| 47 | 山梨 | 811 | 8.11 | 0 | 0.00 | 0.74 | -0.74 |

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県，男女別人口及び人口性比—総人口，日本人人口（2019年10月1日現在）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（3月29日）

島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）

【12月以降のイベント等開催制限について】

(1)感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を日常化していく。

(2)イベント等の人数上限及び収容率要件については、当面の間、原則として現在の取扱いを維持することとする。

(3)その上で、令和2年11月12日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。

(4)屋内施設で、大規模なイベント等（参加者1,000人超又は全国的な人の移動を伴うもの）の主催者等は、県に事前相談を行うものとする。

| 時期 | 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの | 大声での歓声・声援等が想定されるもの |
|-------------------|--|--|
| イベント等の類型 | <ul style="list-style-type: none"> クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 飲食を伴うが発声がないもの（注2） | <ul style="list-style-type: none"> ロック、ポップコンサート スポーツイベント、公営競技、公演 ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 |
| 12月1日から 5月5日まで | 5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方 | |
| 人数上限（注1） | 100%以内 （席がない場合は適切な間隔） | 50%以内 （席がない場合は十分な間隔） |
| 収容率 | | |

（注1）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

（注2）これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

4月1日に、政府は宮城県、大阪府、兵庫県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことから、県民に対し、以下のとおり要請する。なお、要請の期間は、令和3年4月5日から5月5日までとする。

1. まん延防止等重点措置を実施すべき区域である宮城県、大阪府、兵庫県との往来を控えること。
この他に、北海道札幌市、山形県山形市・寒河江市^{さがえ}、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県などのように都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。
ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、受験・進学、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないこと。
2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、
 - (1) 「3つの密」の回避
 - (2) 「人と人との距離の確保」
 - (3) 「マスクの着用」
 - (4) 「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染症対策に取り組むこと。
3. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、
 - (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。
 - (2) 飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅での宿泊をされた方は、2週間経過するまでは参加を控えること。
 - (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で1時間30分を限度とすること。
 - (4) 歓迎会等、異動や採用に伴い、県外から加わられる方がおられる場合は、この方々が来県されてから2週間を経過した後に、行

うこと。

(5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、

- ① 県外での利用を控えること。
- ② 県内でも、県外の方との利用を控えること。

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱う。

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと。
5. 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること。
6. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」によること。
7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。
8. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
9. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。